

第3 協定関係

1 応援協定	6 1
2 その他の協定	6 4
3 参考	6 5
(1) 九都県市災害時相互応援等に関する協定	6 5
(2) 震災時等の相互応援に関する協定	6 8
(3) 千葉県広域消防相互応援協定	7 2
(4) 東京湾消防相互応援協定	7 7
(5) 千葉海上保安部と消防機関との業務協定	7 9
(6) 消火薬剤の共同備蓄に関する協定書	8 1
(7) 千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線設備の管理運営に関する協定書	8 8
(8) 石油連盟製油所等災害相互応援規程	8 9
(9) 油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定	9 2

1 応 援 協 定

協定の名称	締結者	締結年月日	
緊急事態等の相互応援協定	新日本製鐵株君津製鐵所 (現日本製鉄株東日本製鐵所君津地区) 東洋スチレン(株)君津工場 君津共同火力(株)君津共同発電所	昭和52年7月13日 平成19年7月1日	
市原市石油コンビナート等防災区域消防業務協定	市原市消防局長 市原市石油コンビナート等特別防災区域協議会加盟事業所	平成7年4月1日	
市原市消防局と五井共同防災協議会消防業務協定	市原市消防局長 五井共同防災協議会	平成7年5月1日	
市原市消防局と千種地区石油化学コンビナート共同防災組織消防業務協定	市原市消防局長 千種地区石油化学コンビナート共同防災組織 (現千種地区共同防災協議会)	平成7年5月1日	
市原市消防局と北袖姉崎地区共同防災協議会消防業務協定	市原市消防局長 北袖姉崎地区共同防災協議会 (現袖ヶ浦姉崎地区共同防災協議会)	平成7年6月1日	
石油連盟製油所等災害相互応援規程	全国の石油工場(千葉県では次の4社) コスモ石油(株)千葉製油所 極東石油工業(株)千葉製油所 (現大阪国際石油精製(株)千葉製油所) 出光興産(株)千葉製油所 (現出光興産(株)千葉事業所) 富士石油(株)袖ヶ浦製油所	平成2年4月18日 施行	
都市ガス災害対策に関する申し合わせ書	木更津市消防長 東京ガス(株)千葉支社	昭和56年7月21日	
九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県知事 東京都知事 横浜市長 千葉市長 相模原市長	千葉県知事 神奈川県知事 川崎市長 さいたま市長	平成22年4月1日
震災時等の相互応援に関する協定	東京都知事 栃木県知事 埼玉県知事 神奈川県知事 静岡県知事	茨城県知事 群馬県知事 千葉県知事 山梨県知事 長野県知事	平成8年6月13日制定 平成16年2月24日改定

協定の名称	締結者	締結年月日
千葉県広域消防相互応援協定	市町村長等 (省略)	平成4年4月1日
東京湾消防相互応援協定	東京消防庁、川崎市消防局、千葉市消防局 横浜市消防局、市川市消防局	平成2年6月1日
消防相互応援協定 (正式名称は省略)	市川市長 松戸市長	昭和25年6月16日
	市川市長 船橋市長	昭和42年3月28日
	市川市長 浦安市長	昭和31年11月10日
	市川市長 東京消防庁消防総監	昭和32年7月5日
	市川市長 鎌ヶ谷市長	昭和49年5月1日
	船橋市習志野市	昭和34年1月29日
	千葉市長 習志野市長	昭和34年4月20日
	船橋市印西地区消防組合	昭和54年3月30日
東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定	千葉市長、市川市長、船橋市長、成田市長、佐倉市長、習志野市長、浦安市長、四街道市長、酒々井町長、富里市長、香取広城市町村圏事務組合管理者、佐倉市八街市酒々井町消防組合長、潮来市長、鹿行広域事務組合管理者	平成18年8月24日
館山自動車道消防相互応援協定	千葉市長、市原市長、袖ヶ浦市長、木更津市長、君津市長	平成15年4月29日
消防業務協定	千葉海上保安部 市川市	昭和57年10月1日
	千葉海上保安部 船橋市	昭和57年9月1日
	千葉海上保安部 習志野市	昭和57年10月1日
	千葉海上保安部 千葉市	昭和46年8月18日
	千葉海上保安部 市原市	昭和46年9月21日
	千葉海上保安部 袖ヶ浦町	昭和46年10月1日
	木更津海上保安署 木更津市	昭和46年6月1日
	木更津海上保安署 君津市	昭和46年6月1日

協定の名称	締結者	締結年月日	
木更津飛行場周辺の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定	木更津市長 陸上自衛隊第1ヘリコプター団長	昭和54年5月1日	
都市ガス災害対策に関する業務協定	船橋市消防局 京葉瓦斯株船橋支社	昭和56年6月1日	
ガス爆発事故等防止対策に関する協定	船橋市消防局、 船橋市消防団 船橋警察署、 船橋東警察署 京葉瓦斯株船橋支社 (社)千葉県L P ガス協会船橋支部、 習志野市企業局 東京電力(株)千葉支店船橋営業所	昭和57年7月1日	
非常事態における警察及び消防の共助協定	市川市長 市川警察署長	市川市消防長 市川市消防団長	昭和31年5月23日
市川市消防局と京葉瓦斯株市川支社との都市ガス災害対策に関する業務協定	市川市消防局長 京葉瓦斯株市川支社長	昭和56年6月10日	
京葉臨海鉄道消防業務協定	市原市消防長 京葉臨海鉄道(株)代表取締役社長	昭和52年3月23日	
ガス災害防止対策の業務に関する協定	千葉市長、 千葉市警察部長 東京ガス(株)千葉支社長、 千葉ガス(株)取締役社長 大多喜天然瓦斯株千葉営業所長 (社)千葉県L P ガス協会千葉支部長 東京電力(株)千葉営業所長 東京電力(株)習志野営業所長、 千葉市消防局長	平成8年4月1日	
油流出事故時における千葉県と特定事業所との資機材等の相互応援協定	千葉県 特定事業所 海上共同防災組織	平成11年3月23日	

2 その他の協定

協定の名称	締結者	締結年月日
消火薬剤の共同備蓄に関する協定	千葉県、市川市、船橋市 京葉臨海北部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	昭和56年12月25日 平成28年3月30改正
	千葉県、千葉市、市原市、袖ヶ浦町 京葉臨海中部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	昭和56年12月25日
	千葉県、君津市、京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	〃
千葉県石油コンビナート防災相互信用無線設備の管理運営に関する協定	千葉県 特定事業所	
	〃 防災関係機関	
消火薬剤の補給に関する協定	市原市長 日本ドライケミカル株取締役社長	昭和52年4月1日

3 参考

(1) 九都県市災害時相互応援等に関する協定

制 定 平成22年4月1日
一部改正 平成26年2月13日
一部改正 令和2年9月30日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（連絡員の派遣）

第3条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

（応援調整都県市の設置）

第4条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

（現地連絡本部の設置）

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援の要請及び実施)

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

(応援の自主出動)

第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。

- 2 前項にかかるわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。
- 3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項。

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

- 2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成26年2月13日一部改正）
(実施期日)
この協定は、平成26年2月13日から実施する。

附 則（令和2年9月30日一部改正）
(実施期日)
この協定は、令和2年9月30日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

埼玉県知事	大 野 元 裕
千葉県知事	森 田 健 作
東京都知事	小 池 百 合 子
神奈川県知事	黒 岩 祐 治
横浜市長	林 文 子
川崎市長	福 田 紀 彦
千葉市長	熊 谷 俊 人
さいたま市長	清 水 勇 人
相模原市長	本 村 賢 太 郎

(2) 震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受け入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
- イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

- ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員
- イ ヘリコプターによる情報収集等
- ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

- ア 傷病者の受入れのための医療機関
- イ 被災者を一時収容するための施設
- ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- エ 仮設住宅用地
- オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑にできるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下、「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第4条第

1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数都県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第9条に基づくブロック間応援に係る隣接ブロックの幹事県等との連絡調整

（幹事代理都県の設置）

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

（連絡員の派遣）

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

（応援要請の方法）

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主活動）

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

2 カバー都県及び協力都県は、前項の自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

（応援受け入れ体制）

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

（応援経費の負担）

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一部繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。

- 3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー都県)

第12条 複数都県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災都県を応援する都県については、幹事都県（幹事代理都県を含む。以下、同じ。）が、隣接ブロックの幹事県等と協議の上決定するものとする。

- 2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事都県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を応援する都県を決定するものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第15条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第16条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月31日

東京都知事	猪瀬	直樹
茨城県知事	橋本	昌
栃木県知事	福田	富一
群馬県知事	大澤	正明
埼玉県知事	上田	清司
千葉県知事	森田	健作
神奈川県知事	黒岩	祐治
山梨県知事	横内	正明
静岡県知事	川勝	平太
長野県知事	阿部	守一

(3) 千葉県広域消防相互応援協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律226号。以下「法」という。）第39条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模災害、産業災害その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援
- (4) 火災調査等特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 灾害発生の場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受け入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中止)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するといつまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(火災調査等特別応援)

第10条 火災調査等特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委 仕)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成18年8月22日から施行する。

[千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱]

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書（平成4年4月1日締結）第9条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めるものとする。

(航空特別応援の対象)

第2条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災
- (3) 高層建築物火災
- (4) コンビナート災害
- (5) 航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空特別応援の種別)

第3条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動（これに付随した救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出動 重篤傷病者等の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空特別応援の出動限定条件)

第4条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高（地表面から雲までの高さ）300メートル以上、視程3,000メートル以上、風速毎秒15メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

(航空特別応援の要請手続)

第5条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）に要請するものとする。

- (1) 必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等
- (3) 離発着可能な場所
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名
- (7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

(8) 気象状況

(9) ヘリの誘導方法

(10) その他必要な事項

2 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票（様式第1号）によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

（航空特別応援の決定通知）

第6条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

（航空特別応援の中止）

第7条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

（航空特別応援の始期及び終期）

第8条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点に終了するものとする。

2 ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始まるものとする。

3 ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

（出動したヘリに対する指揮等）

第9条 航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。

2 ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部等の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

3 ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者間の通信連絡は、県内共通波（152.81MHz）によるものとし、無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。

（航空特別応援の報告）

第10条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書（様式第2号）により、要請側市町村等の長に報告するものとする。

2 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書（様式第3号）により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

（要請側市町村等の事前計画）

第11条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「臨着場」という。）の位置図等

（2）ヘリと消防本部等との通信連絡方法

（3）臨着場への職員の派遣

（4）離発着に伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置

（5）救急救助用資機材及び隊員等の補給体制

（6）その他必要と認める事項

3 前項各号の計画のうち、第1号については飛行場外離発着場調査表（様式第4号）により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とする。

(応援側の情報提供)

第12条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表（様式第5号）により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

(航空特別応援に要する費用の負担区分)

第13条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。

(2) 応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村等の負担とする。

(3) 前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。

2 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前項第1号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書（様式第6号）により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

(ヘリの事故発生時の連絡)

第14条 要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故を発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。

(1) 人の死傷を伴う事故

(2) ヘリの重大な損傷事故

(3) 救難対策を必要とする事故

(救急出動に関する運用)

第15条 第3条第4号に定める救急出動に関する運用については、この要綱に定めるものほか別に定める要領により実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

(4) 東京湾消防相互応援協定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条（法改正により現在は第39条）の規定に基づき、第2条に協定する各都市の港内及びこれに関する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定都市)

第2条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

- (1) 東京都（東京消防庁）
- (2) 神奈川県川崎市（川崎市消防局）
- (3) 千葉県千葉市（千葉市消防局）
- (4) 神奈川県横浜市（横浜市消防局）
- (5) 千葉県市川市（市川市消防局）

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災
- (3) その他前2号に準ずる大規模火災等

第2章 相互応援

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市（以下「発災都市」という。）の長又は消防長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する都市（以下「応援都市」という。）の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が協定都市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災都市の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所及び被害の状況
- (3) 要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第5条 応援都市の長又は消防長（以下「応援都市の長」という。）が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに発災都市の長又は消防長（以下「発災都市の長」という。）に通報するものとする。

(消火器材等の調達手配)

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受ける場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果をすみやかに発災都市の長に行うものとする。

(災害概要の通報)

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後すみやかに災害の概要を応援都市の長に報告するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進をはかるため、必要のつど協定機関間において連絡会議を開くものとする。

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定都市間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第12条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災都市の負担とする。
- (2) 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員として行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

第5章 雜 則

(実施細部)

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほかこの協定の実施について必要な事項は、機関の消防長が協議して定めるものとする。

(疑 義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成2年5月29日

東京消防庁消防長

消防総監 中條永吉

神奈川県川崎市

市長 高橋清

千葉県千葉市

市長 松井旭

神奈川県横浜市

市長 高秀秀信

千葉県市川市

市長 高橋國雄

(5) 千葉海上保安部と消防機関との業務協定（千葉市の例）

(目的)

第1条 この協定は、千葉海上保安部を甲（以下「甲」という。）、千葉市を乙（以下「乙」という。）とし、船舶の火災その他について甲、乙が協力して円滑な消火活動等を行うため必要な事項を定めるこことを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の対象とする海上の区域は千葉市に属する海域（以下「協定区域」という。）とする。

(消火活動の責任)

第3条 協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力する。

（1）ふ頭又は岸壁、若しくは浮きさん橋にけい留された船舶及び上架又は入きよ中の船舶

（2）河川、運河における船舶安全法（昭和48年法律第11号）第2条第1項の規定の適用をうけない船舶

2 前項以外の船舶の火災の消火活動は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

(火災の調査等)

第4条 協定区域内における船舶の火災の原因調査は、前条第1項に掲げる船舶については、主として乙が担任し、第2項に掲げる船舶については甲が担任する。

2 火災及び消火活動により受けた船舶の損害調査は甲と乙が協議して行うものとする。

(火災の予防)

第5条 協定区域内の船舶の火災予防に関しては、甲、乙が協力して行うものとする。

(相互通報)

第6条 甲又は乙は、海上において火災が発生し、又は火災発生のおそれのあることを知ったときは、すみやかにその旨を相互に通報するものとする。

2 甲又は乙は、協定区域内で単独で船舶の火災の消火活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡しなければならない。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、化学消火薬剤等資材の備蓄状況その他についての情報を相互に交換するものとする。

(経費等負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど協議のうえ定めるものとする。

(特別応援)

第9条 甲又は乙は、協定区域外であっても大災害が発生したときは、相互に応援要請をすることができるものとする。

(必要事項の協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲、乙が各1通を保管する。

附 則

1 この協定は、昭和46年8月18日から施行する。

昭和46年8月18日

千葉海上保安部長 金 丸 信
千葉市長 荒 木 和 成

(参考)

海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書

領海内における船舶（消防法第二条の「舟」を含む以下同じ）の火災について、海上保安官署と消防機関が協力し円滑に消火活動を行うため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

1 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署は、これに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

なお、現地の実情に応じて両者の協議により上記（1）及び（2）以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。

2 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議してこれを行うものとする。

3 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

4 海上保安官署、消防機関は船舶の火災を知った場合は相互に直ちにその旨を通報するものとする。

5 海上保安官署又は消防機関は、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

6 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

7 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うために、海上保安官署及び消防機関は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和43年3月29日

海上保安庁長官

亀 山 信 郎

消防庁長官

佐 久 間 嶋

(6) 消火薬剤の共同備蓄に関する協定書

(京葉臨海中部地区の例)

千葉県（以下「甲」という。）、千葉市、市原市及び袖ヶ浦町（以下「乙」という。）並びに京葉臨海中部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「丙」という。）は、消火薬剤の共同備蓄について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、丙を構成する特定事業所等において、大規模な火災、爆発、その他の災害に対処するため、千葉県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、甲、乙及び丙が共同で消火薬剤を増強、備蓄し、よって災害の迅速な鎮圧と拡大防止を図ることを目的とする。

(消火薬剤の備蓄数量)

第2条 京葉臨海中部地区に存在する最大屋外貯蔵タンク及び当該防油堤内全面火災の消火に必要な消火薬剤量を備蓄する。

ただし、同地区の共同防災組織及び当該屋外貯蔵タンク所有特定事業所の自衛防災組織の法定数量を差し引いた数量とする。

2 前項の規定による必要消火薬剤量385.48klを甲、乙及び丙が3分の1ずつ整備するものとし、その数量は次のとおりとする。

甲 128.52kl

乙 128.48kl

丙 128.48kl

3 前項の数量は、京葉臨海中部地区を構成する千葉市、市原市及び袖ヶ浦町域間でそれぞれ備蓄することとし、各市町域間の負担割合は、地域指定指數割（昭和54年4月1日現在）とする。

4 第2項及び第3項の数量は、昭和60年度まで変更しないものとする。

5 備蓄終了年度は、昭和60年度とする。

(消火薬剤の種類)

第3条 消火薬剤の種類は原則として泡消火薬剤とする。

(消火薬剤の備事場所)

第4条 消火薬剤は、第2条に定めた数量を地区ごとに同一場所に備蓄する。

ただし、甲及び乙が周囲の地形、貯蔵設備、消防戦術その他の状況から同一場所に備蓄した場合と同等以上の効力があると認める場所及び設備に備蓄する場合はこの限りではない。

(管理者及び管理委託)

第5条 消火薬剤の管理者は、原則として乙とし、乙に委託するものとする。

2 消火薬剤の委託期間は、昭和56年12月25日からとする。

(使用基準)

第6条 消火薬剤は、次の各号に該当する場合に使用できるものとする。

(1) 丙を構成する特定事業所等において生じた災害に対処するため、災害発生事業所等の所有する消火薬剤で不足する場合

(2) その他、甲又は乙が必要と認めた場合

(弁済)

第7条 第6条第1号により使用した消火薬剤は、災害発生特定事業所等が弁済することとし、同条第2号により使用した場合は当事者が弁済するものとする。

2 前項の規定により弁済する消火薬剤の種類及び数量は、使用した種類及び数量とする。

3 第1項の規定による弁済は、使用後速やかに弁済するものとする。

(細目要領の制定)

第8条 消火薬剤の運用等については、本協定のほか、別に定める地区ごとの「消火薬剤の共同備蓄に関する協定の細目要領」によるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義を生じたときは、その都度、甲、

乙及び丙協議のうえ定める。

(協定書の保管)

第10条 この協定の締結を証するため本証を5通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

附 則

- 1 本協定は、昭和56年12月25日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、千葉県と千葉市、市原市及び袖ヶ浦町の間において締結した化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定（昭和52年11月1日（千葉市）及び昭和55年1月5日（市原市、袖ヶ浦町）締結）は効力を失う。

昭和56年12月25日

甲 千葉市市場町1-1

千葉県

千葉県知事 沼田 武

乙 千葉市千葉港1-1

千葉市

千葉市長 松井 旭

市原市惣社1040-1

市原市

市原市長 井原恒治

袖ヶ浦町坂戸市場1-1

袖ヶ浦町

袖ヶ浦町長 吉掘慶一郎

丙 千葉市川崎町1

京葉臨海中部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
会長 川崎製鉄株式会社

専務取締役 千葉製鉄所長

太田 豊彦

(参考)

消火薬剤の共同備蓄に関する協定の市原地区の細目要領

この要領は、消火薬剤共同備蓄に関する協定（昭和56年12月25日締結。）第8条の規定に基づき、消火薬剤の共同備蓄に関する運用等の細目について定める。

第1 消火薬剤の備蓄数量（第2条関係）

- 同条第3項の規定による市原地区の備蓄数量は次のとおりである。

	備蓄数量
甲	97.67 k1
乙	97.65 k1
丙	97.65 k1
合計	292.97 k1

2 備蓄は、昭和56年度から実施し昭和60年度を最終年度とするが、極力早期に完了するよう努めるものとする。

第2 消火薬剤の種類（第3条関係）

- 共同備蓄に係る消火薬剤の種類は、甲及び乙が認めたものとする。

第3 消火薬剤の備蓄場所（第4条関係）

- 消火薬剤の備蓄場所は、原則として市原市消防局に備蓄することとする。
ただし、丙負担分については同条ただし書きを適用し集団化した6か所を備蓄場所とする。

第4 管理者及び管理委託（第5条関係）

- 同条第1項の規定による管理者は、乙とするが、第4条ただし書きの規定による場合は、乙、丙協議のうえ、丙を構成する特定事業者に管理を代行させることができるものとする。
- 甲又は丙が整備する消火薬剤の管理委託は、乙に対し様式1により依頼する。
- 乙は、甲又は丙に対し様式2により管理受託するものとする。
- 乙は、甲又は丙から管理受託した消火薬剤の貯蔵地を変更する場合及び変更した場合は、甲又は丙に対し速やかに文書で報告する。
- 乙は、消火薬剤の管理に関する事務をその所管に属する消防局長に委託することができる。
- 乙は、受託した消火薬剤の数量、使用量及び残高数量が明らかにわかるように記録し、保存しておくこととする。
- 乙は、毎年3月31日現在の消火薬剤の管理状況を4月10日までに様式3により甲に報告する。
- 乙は、甲、丙及び丙を構成する特定事業者等に状況を周知させるため、共同備蓄に係る消火薬剤の受託数量、備蓄場所等に関する資料を閲覧できるように整理しておくこととする。

第5 使用基準（第6条関係）

- 同条第1項第2号の規定により、甲又は乙が認める場合は、次のとおりとする。
 - 他区域の特定事業所等への応援に使用する場合。
 - 千葉県石油コンビナート等防災計画（昭和56年度修正版）第3編、第1章、第1部、第5節による総合訓練又は合同訓練に使用する場合。
 - その他、緊急かつやむを得ぬと甲又は乙が認めた場合。
- 消火薬剤を使用する場合の手続きは、次のとおりとする。
 - 消火薬剤を使用する者は、乙に申し出て使用するものとする。
 - 使用者は、使用後速やかに様式4により使用申請書を乙に提出することとする。
ただし、乙が管理する消火薬剤を乙が使用する場合は省略することができる。
 - 乙は、（2）の規定により使用申請書を受理した場合並びに乙が管理する消火薬剤を乙が使用した場合は、様式5により使用報告書を甲に提出する。

第6 弁 済（第7条関係）

1 同条第1項の規定による当事者とは、他区域の特定事業所等への応援に使用した場合は、受益者とし、千葉県石油コンビナート等防災計画第3編、第1章、第1部、第5節による総合訓練又は合同訓練に使用した場合は、使用者とする。

ただし、総合訓練のうち甲又は乙が使用した場合は、甲とする。

2 同条第3項の規定による使用後すみやかにとは、概ね1ヶ月以内とする。

第7 その 他

1 本細目要領のいう、甲、乙及び丙とは、千葉県、市原市及び、市原市石油コンビナート等特別防災区域協議会と読み替えるものとする。

昭和56年12月25日

様式1

第 号
昭和 年 月 日

管理者 様

委託者

消火薬剤管理委託依頼書

消火薬剤の共同備蓄に関する協定の細目要領第4. 2の規定により、次のとおり管理委託について依頼いたします。

- 1 委託消火薬剤
 - (1) 数量
 - (2) 種類
- 2 納入予定月日
- 3 納入方法

様式2

第 号
昭和 年 月 日

様

管理者

消火薬剤管理受託書

昭和 年 月 日付け、第 号で管理委託申請のあった消火薬剤について管理受託する。

- 1 受託消火薬剤
 - (1) 数量
 - (2) 種類
- 2 備蓄場所
- 3 管理責任者

様式3

第
昭和 年 月 日
号
様

管 理 者

消 火 薬 剤 管 理 状 況 報 告 書

消火薬剤の共同備蓄に関する協定の細目要領第4. 7の規定により消火薬剤の管理状況を次のとおり報告します。

昭和 年 月 日現在

種 類	昭和年月日 現在備蓄量 (A)	昭和年月日～昭和年月日		昭和年月日 現在備蓄量 (B)	備蓄場所	備考
		使 用 量	目 的			

(注) 1 (A)の欄は、前年報告時の備蓄量とし、(B)の欄は報告年度の備蓄量とする。

2 備考欄は、当該年度に使用した消火薬剤の使用状況を記載する。

様式4

第
昭和 年 月 日
号

管理者 様

申 請 者 住 所
氏 名

消 火 薬 剤 使 用 申 請 書

消火薬剤共同備蓄に関する協定第6条第 号により消火薬剤を使用したいので、消火薬剤の共同備蓄に関する協定の細目要領第5. 2. (2) の規定により次のとおり申請します。

- 1 使用年月日
- 2 使用目的
- 3 使用場所
- 4 使用消火薬剤
 - (1) 使用量
 - (2) 種 類
- 5 弃済予定月日

様式5

第 号
昭和 年 月 日

千葉県知事様

市原市長

消火薬剤使用報告書

消防薬剤の共同備蓄に関する協定の細目要領第5. 2. (3) の規定により次のとおり報告します。

1 使用年月日

2 使用場所

3 使用目的

4 使用消防薬剤 (1) 使用量
(2) 種類
(3) 備蓄場所
(管理者)

5 弁済者

6 弁済予定期日

(7) 千葉県石油コンビナート防災相互信用無線設備の管理運営に関する協定書

千葉県石油コンビナート等特別防災区域の災害時における防災関係機関の相互通信連絡手段の整備充実を図るため県が所有する防災相互無線設備（以下「無線設備」という。）の管理運営に関し、千葉県（以下「甲」という。）と特定事業所（以下「乙」という。）は次の通り協定する。

(無線設備の委託)

第1条 甲が乙に委託する無線設備は、次のとおりとする。

（1）無線電話装置 式

(委託期間)

第2条 無線設備の委託期間は令和 年 月 日から令和 年 3月31日までとする。ただし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は引き続き1年間更新したものとみなし、以後この例によるものとする。

(保管場所及び管理責任者)

第3条 無線設備の保管場所及び管理責任者は次のとおりとする。

ただし、これを変更する場合又は変更を生じた場合には、乙は速やかに書面をもって通知するものとする。

所 在 地 保 管 場 所	管 理 責 任 者	
	職	氏 名

(管理の義務及び使用の原則)

第4条 乙は、無線設備の機能を永く維持するため常に善良なる注意をもって管理し、その目的に応じ最も効率的に使用するものとする。

(無線設備の運用)

第5条 乙は、無線設備を利用するにあたっては電波法（昭和25年法律第131号）及び別に県が定める運営規定により運用するものとする。

(無線従事者)

第6条 乙の無線局の無線従事者は、乙の所属職員を充てるものとする。

(維持管理等の経費)

第7条 委託期間における無線設備の維持管理及び修理等に要する経費の分担は次のとおりとする。

（1）通常の維持管理は乙の負担とし、修理等に要する経費は甲の負担とする。

（2）乙が善良な管理を怠ったために生じた故障復旧等に要する経費は乙の負担とする。

(無線設備の返還)

第8条 乙は無線設備の機能が著しく減少し使用に耐えないと認めるときは、甲に協議するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたときは、甲と乙は協議のうえ決定するものとする。

上記委託の証として本書を作成し、甲と乙は記名押印のうえ各自一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 千葉県千葉市市場町1番1号

千葉県

千葉県知事 熊谷俊人

乙 (特定事業所)

(8) 石油連盟製油所等災害相互応援規程

(目的)

第1条 この規程は、製油所等において大規模な災害が発生し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域を超える応援を必要とする場合の相互応援について、その体制および運営に関する基準を定め、迅速適確かつ組織的な措置をとることにより、被害を最小限にとどめることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域を超える応援を必要とする場合に適用する。

- 2 この規程は、石油連盟加盟会社（以下「加盟店」）の製油所、油槽所等に適用する。
- 3 この規程は、加盟店の系列会社について加盟店である親会社から要請があった場合にはその系列会社に、中央関係省庁からの非加盟店に対する応援の要請があった場合にはその非加盟店に適用する。
- 4 海水油濁処理協力機構による活動の対象となる災害については、この規程は適用しない。

(組織・業務)

第3条 石油連盟に、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 本部に、本部長、副本部長、本部員を置き、必要に応じ班を設置する。
 - (1) 本部長は、石油連盟会長がこれにあたり、本部を総理する。
 - (2) 副本部長は、石油連盟領域安全委員長がこれにあたり、本部長を補佐するとともに、本部長が不在または支障あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 本部員は、石油連盟環境安全委員会委員がこれにあたる。
 - (4) 本部の事務局は、石油連盟技術環境部とする。
- 3 本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 災害発生時においては、応援活動に関し、本部長の指示のもとに、情報の収集・分析、対策の立案、連絡、記録、広報等の業務を行う。
 - (2) 平常においては、環境安全委員会の指示のもとに、応援可能な防災資機材等についての情報の収集、相互応援体制の整備に努める。

第 2 章 相 互 応 援

(相互応援)

第4条 相互応援区分は、別紙の定めるところによる。

(応援の発動等)

第5条 応援を受けようとする会社は、本部に応援を要請するものとする。

- 2 加盟会社の系列会社については、加盟店である親会社から本部に応援を要請するものとする。
- 3 前2項の規程により、応援の要請を行う場合および中央関係省庁から応援の要請があった場合には、応援を受けようとする災害発生会社（以下「被応援会社」という。）は、可能な限り、災害の状況、必要とする応援の内容、その他応援活動に必要な情報を本部に連絡するものとする。
- 4 本部は第1項もしくは第2項に規定する要請があった場合または中央関係省庁から要請があった場合には、前項の規定により連絡を受けた情報等に基づいて、相互応援区分、応援内容および応援を行う会社（以下「応援会社」という。）を決定し、応援会社に応援出動を要請する。
- 5 本部は、応援出動した地区的保安態勢を維持するため、最寄りの加盟店と支援態勢の確保等について連絡調整を行い、支援態勢がとれる会社（以下「支援態勢会社」という。）に対し、支援要請を行う。

(現地の応援活動)

第6条 前条第4項の要請を受けた応援会社は、直ちに応援隊を組織して出動する。

- 2 応援隊は現地に到着した後、速やかに被応援会社の責任者に連絡のうえ、その指示に従って行動する。
- 3 本部は、必要に応じ、本部員等を災害発生地に派遣し、応援活動の支援と情報収集等にあたらせることができる。

(被応援会社の報告)

第7条 被応援会社は、災害ならびに応援活動の進展状況について、本部に報告を行うものとする。

(応援活動の終了)

第8条 本部は、被応援会社の報告その他の情報等に基づいて、相互応援活動の終了を決定する。

2 本部は、前項の決定をした場合には、直ちに応援会社に対し、応援活動の終了を連絡する。

3 応援会社は、応援隊が応援活動を終了し、所属製油所に帰着した場合には、直ちに本部および所轄関係機関に帰着を連絡する。

4 本部は、前項の報告を受けた場合には、直ちに支援態勢会社に付し、その態勢の解除を連絡する。

第 3 章 関係機関との連絡、調整

(関係機関との連絡、調整)

第9条 本部は、応援活動を開始する場合には、中央関係省庁と連絡、調整を行う。

2 本部は、応援活動の終了を決定した場合には、中央関係省庁に連絡する。

3 本部は、応援隊の帰着の連絡を受けた場合には、中央関係省庁に連絡する。

4 応援会社は、応援隊を出動させる場合には、事前に、所轄関係機関に連絡し、その了解を求める。

第 4 章 経費および災害補償

(経 費)

第10条 応援活動に要した費用は、原則として被応援会社が負担するものとし、相互に協議して決定する。

(労働災害補償)

第11条 応援活動に伴い労働災害を生じた場合には、応援会社が労働災害補償保険法に基づく保険給付を受け、これを充当する。

2 災害補償額が前項の保険給付額を超える場合には、原則として、被応援会社がその超過額を負担する。

(損害補償)

第12条 応援活動に伴って、応援会社の防災資機材等に損害が生じた場合には、原則として、被応援会社が費用を負担する。

2 応援活動に伴って、応援会社が、第三者に人的損害又は物的損害を与えた場合には、原則として、被応援会社がその補償金額を負担する。

ただし、交通事故に係る対人補償については、応援会社が自動車損害賠償補償法に基づく自動車損害賠償責任保険金の給付を受け、その給付金を充当するものとし、損害賠償額が保険給付額を超える場合には、被応援会社がその超過額を負担する。

第 5 章 雜 則

(規程の解釈等)

第13条 この規定に定めのない事項及びこの規程の解釈については、本部が決定する。

(調 整)

第14条 第10条、第11条、および第12条の規定の適用について当事者間で協議が成立しない場合には、本部が調整する。

(運営要領)

第15条 この規定の円滑な運用を図るため、別途、運営要領を定める。

2 運営要領は、本部が定める。

附 則

1 この規程は、平成2年4月18日から施行する。

2 「全国石油工場災害相互援助規程」(昭和40年7月8日制定、昭和45年10月12日改正、昭和48年10月1日改正)は、廃止する。

別 表

相 互 応 援 区 分

被応援地区	一 次 応 援 地 区	二 次 応 援 地 区
苦 小 牧	室蘭	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、仙台、男鹿
室 蘭	苦小牧	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、仙台、男鹿
仙 台	男鹿、鹿島臨海	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海
男 鹿	仙台、新潟西港、富山	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海
鹿 島 臨 海	仙台、京葉臨海中部	京浜臨海、根岸臨海、新潟西港
京 葉 臨 海 中 部	鹿島臨海、京浜臨海、根岸臨海	新潟西港、富山、名古屋港臨海、四日市臨海、堺泉北臨海
京 浜 臨 海	京葉臨海中部、根岸臨海	新潟西港、富山、鹿島臨海、名古屋港臨海、四日市臨海、堺泉北臨海
根 岸 臨 海	京葉臨海中部、京浜臨海	新潟西港、富山、鹿島臨海、名古屋港臨海、四日市臨海、堺泉北臨海
新 潟 西 港	男鹿、富山	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、鹿島臨海
富 山	新潟西港、男鹿	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海
名 古 屋 港 臨 海	四日市臨海	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、堺泉北臨海
四 日 市 払 海	名古屋港臨海	京葉臨海中部、京浜臨海、根岸臨海、堺泉北臨海
堺 泉 北 臨 海	和歌山北部臨海南部、姫路臨海	水島臨海、名古屋港臨海、四日市臨海
姫 路 臨 海	堺泉北臨海、水島臨海	和歌山北部臨海南部、名古屋港臨海、四日市臨海、岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、番の州、菊間
和歌山北部臨海南部	堺泉北臨海	水島臨海、姫路臨海、名古屋港臨海、四日市臨海
水 島 臨 海	姫路臨海、番の州	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、堺泉北臨海、和歌山北部臨海南都、菊間
岩 国 ・ 大 竹	下松、徳山・新南陽、小野田	水島臨海、姫路臨海、堺泉北臨海、大分、番の州、菊間
下 松	岩国・大竹、徳山・新南陽、小野田	水島臨海、姫路臨海、堺泉北臨海、大分、番の州、菊間
徳 山 ・ 新 南 阳	岩国・大竹、下松、小野田	水島臨海、姫路払瀧、堺泉北臨海、大分、番の州、菊間
小 野 田	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、大分	水島臨海、堺泉北臨海、番の州、菊間
番 の 州	菊間、水島臨海	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、姫路臨海、大分
菊 間	番の州	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、小野田、水島臨海、姫路臨海、大分
大 分	小野田	岩国・大竹、下松、徳山・新南陽、水島臨海、姫路臨海、番の州、菊間
泊		京浜臨海、根岸臨海、京葉臨海中部

(9) 油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定

千葉県（以下「県」という。）、及び京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区、京葉臨海南部地区の各石油コンビナート等特別防災区域に所在し、油防除資機材等を有する特定事業所及び海上共同防災組織（石油コンビナート等災害防止法で規定するものをいい、以下「特定事業所等」という。）は、当該資機材等の相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、千葉県の周辺海域において大規模な油流出事故が発生した場合、県及び特定事業所等が相互に資機材等を支援し油防除作業を円滑に行うことができるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（相互に支援すべき資機材等）

第2条 相互に支援すべき資機材等は、次のとおりとする。

- (1) オイルフェンス
- (2) 油吸着マット
- (3) 油回収ネット
- (4) 油処理剤（油分散剤）
- (5) 油導入式浮枠及び油回収用ポンプ等
- (6) ドラム缶（缶の上部は開放型）
- (7) その他支援すべき資機材等として扱えるもの

（要請主義）

第3条 資機材等を必要としている県及び特定事業所等は、要請に応じられない可能性があることを考慮して、資機材等の支援を要請するものとする。

- 2 要請を受けた県及び特定事業所等は、可能な範囲で要請に応じるものとする。特に、特定事業所等にあっては、支援により法令で定められた資機材等の備え付け数量を下回ることがないようにする。
- 3 本協定に基づく要請を複数受けた県及び特定事業所等は、原則として要請を受けた順に応じるものとする。

（要請の手続き）

第4条 要請者（要請を行う県または特定事業所等をいう。以下同じ。）は、別記第1号様式によりファクシミリ等にて応援要請を行うものとし、被要請者（応援要請を受けた県または特定事業所等をいう。以下同じ）は、対応の可否について別記第2号様式によりファクシミリ等にて要請者へ回答するものとする。

- 2 要請者は、前項により被要請者から対応可能の回答を得た場合には、5時間以内に指定場所にて当該資機材等を受け取るものとする。ただし、第一要請者（第一順位の要請者、または第二順位以降の要請者で優先順位の要請者が受け取りできなかったために、第一順位に繰り上がった者をいう。）は、被要請者の了解が得られた場合、資機材等の受け取りについて更に5時間以内の時間延長を1回に限り要請できるものとする。
- 3 要請者は、要請後に資機材等の支援の必要がなくなった場合、また、その他特別な事情により受け取りができない場合には、早急に被要請者へその旨を連絡するものとする。
- 4 被要請者は、要請者が時間内に資機材等を受け取らない場合には、原則として次の順位の要請者に応じるものとする。
- 5 要請に伴う資機材等の運搬は、要請者、被要請者のほか、委託した運搬業者等も行うことができるものとする。
- 6 要請者は、実際に資機材等を受け取った後、速やかに別記第3号様式による受取確認書を被要請者へ提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 資機材等の支援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 資機材等の運搬及び利用に要する経費は原則として要請者が全て負担する。
- (2) 資機材等の運搬及び利用に携わった職員が、負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、原則として職員の所属機関が負担する。
- (3) 資機材等の運搬及び利用に携わった職員が第三者に損害を与えた場合、原則として職員の所属機関がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、要請者と被要請者が協議し定めるものとする。

(資機材等の返還手続き)

第6条 要請者は、資機材等を使用した後は、直ちに使える状態で被要請者に返還するものとする。ただし、支援を受けたものと同等同種の資機材等による返還、及び金銭による弁済も可能とする。

- 2 要請者は、資機材等の返還にあたり、被要請者が負担したほかの経費についても、一緒に被要請者へ支払うものとする。
- 3 返還方法の詳細については、要請者と被要請者が別途協議の上決定するものとする。

(第三者転貸の承認)

第7条 要請者は、被要請者の了解を得た上で、支援を受けた資機材等を本協定締結者以外の防除主体へ転貸することができるものとする。ただし、要請者は経費の負担、あるいは資機材等の返還手続きに係る全責任を負うものとする。

- 2 前項の規定は、千葉県以外の地域において発生した油流出事故の場合においても、第1条の規定に関わらず適用できるものとする。

(流出油事故原因者による代行)

第8条 流出油事故原因者からの申し出により、本協定に基づく要請を行い原因者に資機材等を転貸した要請者は、第5条及び第6条において要請者が行うべき経費の負担、あるいは資機材等の返還手続きの一部または全てを自らに代わって原因者に実施させができるものとする。ただし、要請者は、被要請者の了解を得た上で原因者に指示するものとし、原因者が義務を怠った場合の責任は要請者が負うものとする。

(資機材等の保有についての情報交換)

第9条 特定事業所等は、毎年4月1日現在における資機材等の保有状況について、別記第4号様式により同年4月30日までに県へ報告するものとする。

- 2 県は、前項の報告を取りまとめ、特定事業所等へ情報提供するものとする。また、県及び特定事業所等は、必要に応じて本協定締結者以外の者にも情報提供できるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 本協定締結の際、既に締結されている他の相互応援協定（名称の如何を問わず同様の内容を有する取り決め等を含む。）は本協定に優先するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定に定めのない場合は、諸法令を順守の上、県及び特定事業所等で協議の上定める。

附 則 この協定は、平成11年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書79通作成し、各自その1通を保有する。

平成11年3月23日

資機材等相互応援要請票

要 請 日 時	年 月 日 時 分			
要 請 先 (被要請者)				
要 請 者	T E L	— — —	F A X	— — —
	担当者	(所 属) (職・氏名)		
被 害 の 状 況	(月 日 時 分現在)			
要請資機材等一覧	資機材等名称	規格・商品名等	数 量	備 考
資機材引取方法	引取希望時間	月 日 時 分		
	引取希望場所			
	運 搬 方 法			
そ の 他 必 要 事 項 等				

別記第2号様式（被要請者用）

資機材等相互応援回答票

回答日時	年 月 日 時 分			
要請日時	年 月 日 時 分			
要請者				
被要請者	T E L	— —	F A X	— —
	担当者	(所属) (職・氏名)		
	資機材等の要請 内容に対する 検討結果	1. 全て対応可能 2. 一部対応可能 3. 対応不可		
対応不可の場合の理由				
使用に際しての条件等				
対応可能な資機材等	資機材等名称	規格・商品名等	数量	備考
資機材等の受渡し	要請者の希望どおりで支障が 1. ある 2. ない			
	該当項目に○を付け、下記の欄に必要事項を記入する。			
	受渡可能時間	月 日 時 分		
	受渡可能場所			
運搬方法				
受渡に当たっての留意事項等				
その他の 必要事項等				

年　月　日

(被要請者)

様

資機材等受取確認書

(要請者)

名 称

代表者

印

所在地

電 話

「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」に基づく要請を行い、
年　月　日　時　分に下記の資機材等を受け取りました。

記

資 機 材 名	メ 一 カ 一 商 品 名 等	数 量	運 搬 方 法		備 考
			運搬方法	運搬主体	

油防除資機材等保有状況調査票

年4月1日現在

1 基本事項

特 定 事 業 所 共同防災組織名称 所 在 地	担当部署名	平日・日中 FAX
	① ②	休日・夜間 電話 連絡先 FAX

2 資機材リスト

資機材の種類	形 態	商 品 名	仕様・規 格	数量(単位)	備 考
①オイルフェンス	A型				
	B型				
②油吸着マット (油吸着剤)	小片(マット)型				
	ロール(巻取)型				
	万国旗型				
	その他				

2 資機材リスト

(特定事業所・共同防災組織名稱)

資機材の種類	形態	メーカー	商品名	仕様・規格	数量(単位)	備考
③油回収ネット						
④油処理剤	油分散剤					
⑤油導入式浮桿及び 油回収用ポンプ等						
⑥ドラム缶						

※上記6種類以外の油防除資機材等で保有しているものがあれば、本様式に記入すること。